

事 務 連 絡
平成22年3月16日

介護保険施設 管理者 殿
老人福祉施設 施設長 殿
有料老人ホーム 施設長 殿

岡山県保健福祉部長寿社会対策課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

先般、北海道札幌市の認知症対応型共同生活介護事業所（高齢者グループホーム）において深夜に火災が発生し、共同生活住居の利用者7名が死亡する惨事となったことは、既に報道等で御存知のことと思っておりますが、このことを受けて、厚生労働省から別添のとおり、都道府県、指定都市及び中核市の担当部局に対して所管する社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について、依頼がありました。

貴施設・事業所におかれましては、関係する諸法令の規定に基づき、防火体制の確保及び火災発生時の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策を既に講じられていることとは存じますが、あらためて、消防計画等の非常災害計画及び非常時における対応方法の職員への周知徹底、防火避難設備の点検整備、地域における非常時の連携体制の再確認、夜間に対応した避難訓練の実施等により、防火安全対策に更なる万全を期されますようお願いいたします。